

砂川市訓令第6号
令和4年3月16日

砂川市幼稚園教諭等処遇改善事業費補助金交付要綱を次のように定める。

砂川市長 善 岡 雅 文

(別 紙)

砂川市幼稚園教諭等処遇改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園教諭等の賃金改善を実施する事業者に対し、その経費を補助することに関し、「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について（令和3年12月23日付け府子本第1203号内閣府子ども・子育て本部統括官）」の別紙「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼稚園 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する幼稚園をいう。
- (2) 賃金改善 職員の雇用形態、職種、勤続年数、職責等が事業実施年度と同等の条件の下で、本事業実施前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市内の幼稚園に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。以下同じ。）の賃金改善を実施する当該幼稚園の設置者（以下「賃金改善事業者」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 令和4年2月から同年9月までの間、職員に対して3パーセント程度（月額9,000円）の賃金改善を行うために必要な経費（以下「賃金改善部分」という。）
- (2) 令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための経費（以下「国家公務員給与改定対応部分」という。）

(補助金の交付要件)

第5条 補助金の交付要件は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、令和4年2月から職員に対する賃金改善を実施していること。
- (2) 賃金改善（国家公務員給与改定対応部分への対応を含む。次号及び第6号において同じ。）に係る計画書を作成し、計画の具体的内容を職員に周知していること。
- (3) 補助金の額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。なお、法定福利費等の事業主負担分については、次の算式により算定した金額を標準とする。

$$\text{令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額} \div \text{令和2年度における賃金の総額} \times \text{賃金改善額}$$

- (4) 賃金改善額が賃上げ効果の継続に資するよう、最低でも賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げにより改善を図ること。ただし、賃金に関する規程の改定に時間を要する等やむを得ないと市長が認める場合は、令和4年2月分及び3月分については、この限りでない。
- (5) 賃金改善を行う賃金項目以外の項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下

させていないこと。

(6) 令和4年10月以降においても、賃金改善の水準を維持すること。

(7) 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げにかかわらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

(補助金の交付申請等)

第6条 賃金改善事業者は、事業開始にあたって市長に幼稚園教諭等処遇改善事業賃金改善計画書兼補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を提出するものとする。

2 賃金改善事業者は、事業終了後、市長に幼稚園教諭等処遇改善事業賃金改善実績報告書(別記第2号様式。以下「報告書」という。)を提出するものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、砂川市幼稚園教諭等処遇改善事業費補助金交付決定通知書(別記第3号様式)により賃金改善事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた賃金改善事業者は、幼稚園教諭等処遇改善事業費補助金請求書(別記第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助額の算定)

第8条 補助金の額は、賃金改善部分、国家公務員給与改定対応部分それぞれ、別表に定める年齢区分別の補助基準額を基に、次の算式により算定する。

補助基準額(月額) × 令和3年度年齢別平均利用児童数(見込み) × 事業実施月数

※ 令和3年度年齢別平均利用児童数(見込み)とは、令和3年度における各月初日の利用児童数(広域利用の児童数を含む。)の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出にあたっては、令和4年2月までは実績値とし、令和4年3月は推計値とする。

※ 事業実施月数は、令和4年2月からの賃金改善部分、令和4年4月からの国家公務員給与改定対応部分ごとの実施月数による。

(補助金の返還)

第9条 市長は、報告書により、第5条各号の交付要件を満たさないことが確認されたときは、特段の理由があると認める場合を除き、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(立入調査等)

第10条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があると認めるときは、賃金改善事業者に対して報告を求め、又は当該職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第11条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年3月16日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

幼稚園教諭等処遇改善事業費賃金改善計画書兼補助金交付申請書

令和4年 月 日

砂川市長 様

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

以下のとおり、令和 年度分について申請いたします。

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助見込額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拋出見込額・受入見込額	
④ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助見込額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拋出見込額・受入見込額	
⑦ 調整後補助見込額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助見込額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助見込額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助見込額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拋出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善見込額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③ 賃金改善見込額	0円
④基本給及び決まって毎月支払う手当	0円
⑤基本給及び決まって毎月支払う手当の割合	(0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

※別記第1号様式別添1及び必要に応じ別添2を併せて提出すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日

事業者名
代表者名

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度		備考 ※7
					賃金改善見込額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	賃金改善見込額 ※5 基本給及び決まらう手当	その他	
1						0円			
2						0円			
3						0円			
4						0円			
5						0円			
6						0円			
7						0円			
8						0円			
9						0円			
10						0円			
11						0円			
12						0円			
13						0円			
14						0円			
15						0円			
16						0円			
17						0円			
18						0円			
19						0円			
20						0円			
21						0円			
22						0円			
23						0円			
24						0円			
25						0円			
26						0円			
27						0円			
28						0円			
29						0円			
30						0円		0円	
総額					0円		0円	0円	

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に現に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(園長、副園長、主任、教諭、事務等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値については、非常勤の者については1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値とする。

$$\text{常勤換算値} = \frac{\text{常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計} \div \text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数}}{\text{非常勤の者の勤務時間数}}$$
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。

$$\text{賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分} = \frac{\text{令和2年度における法定福利費等の事業主負担分の総額} \div \text{令和2年度における賃金の総額} \times \text{賃金改善額}}{\text{令和2年度における法定福利費等の事業主負担分がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。}}$$
- ※7 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

幼稚園教諭等処遇改善事業賃金改善実績報告書

令和4年 月 日

砂川市長 様

以下のとおり、令和 年度分について報告いたします。

市 町 村 名	
施設・事業所名	
施設・事業所類型	
施設・事業所番号	

1. 補助額

① 事業実施期間	令和4年 月 ~ 令和4年 月
令和3年度	
② 補助実績額(賃金改善部分)	
③ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
④ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(②+③)	0円
令和4年度	
⑤ 補助実績額(賃金改善部分)	
⑥ 同一事業者内における拠出実績額・受入実績額	
⑦ 調整後補助実績額(賃金改善部分)(⑤+⑥)	0円
⑧ 補助実績額(国家公務員給与改定対応部分)	
⑨ 調整後補助実績額合計(賃金改善部分)(④+⑦)	0円
⑩ 補助実績額合計(②+⑤+⑧)	0円

※ ②・⑤・⑧欄については、補助基準額、年齢別平均利用児童数(見込)及び事業実施月数により算定された金額を記入すること。

※ ③・⑥欄については、同一設置者・事業者が運営する他の施設・事業所から本事業の補助額の一部を受け入れた場合には当該金額を正の値で、他の施設・事業所へ拠出した場合は当該金額を負の値で記入すること。

2. 賃金改善額

令和3年度	
① 賃金改善実績額	0円
② 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
令和4年度	
③ 賃金改善実績額	0円
④基本給及び決まって毎月支払う手当 (⑤基本給及び決まって毎月支払う手当の割合)	0円 (0.0%)
⑥ 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	0円
⑦ 賃金改善額合計((①+②)+(③+⑥))	0円
⑧ 本事業による賃金改善に係る計画の具体的内容を職員に周知している	
⑨ 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。	
⑩ 令和4年10月以降における本事業により講じた賃金改善の水準維持	

※ 別記第2号様式別添1及び必要に応じ別添2を併せて提出すること。

※ 賃金改善前後の賃金を定める規定等、必要な書類を添付すること。

上記の内容について、全ての職員に対し周知をした上で、提出していることを証明いたします。

令和4年 月 日

事業者名
代表者名

賃金改善内訳(職員別内訳)

No	職員名	職種 ※2	常勤・非常勤の別 ※3	常勤換算値 ※4	令和3年度		令和4年度					賃金改善月額 ※7					備考 ※8	
					賃金改善額 ※5	賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分 ※6	令和3年度		令和4年度			令和4年度						
							平均	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	平均				
1					0円													
2					0円													
3					0円													
4					0円													
5					0円													
6					0円													
7					0円													
8					0円													
9					0円													
10					0円													
11					0円													
12					0円													
13					0円													
14					0円													
15					0円													
16					0円													
17					0円													
18					0円													
19					0円													
20					0円													
21					0円													
22					0円													
23					0円													
24					0円													
25					0円													
26					0円													
27					0円													
28					0円													
29					0円													
30					0円													
総額					0円													

【記入における留意事項】

- ※1 施設・事業所に既に勤務している職員全員(職種を問わず、非常勤を含む。)を記入すること。
- ※2 職員の職種(園長、副園長、主任、教諭、事務等)を記入すること。
- ※3 「常勤」とは、原則として施設で定めた勤務時間(所定労働時間)の全てを勤務する者、又は1日6時間以上かつ20日以上勤務している者をいい、「非常勤」とは常勤以外の者をいう。
- ※4 常勤換算値については、1.0とし、非常勤の者については、以下の算式によって得た値を記入すること。

$$\left[\frac{\text{常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計} \div \text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数}}{\text{常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計} \div \text{各施設・事業所の就業規則等で定めた常勤職員の1か月の勤務時間数}} \right] \times \text{常勤換算値}$$
- ※5 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を除く。
- ※6 賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分については以下の算式により算定することを標準とする。

$$\left[\frac{\text{令和2年度における賃金改善月額} \div \text{令和2年度における賃金の総額} \times \text{賃金改善額}}{\text{令和2年度における賃金改善月額} \div \text{令和2年度における賃金の総額} \times \text{賃金改善額}} \right] \times \text{賃金改善額}$$
- ※7 職員ごとの賃金改善月額については以下の算式によって得た金額を記入すること。

$$\left[\frac{\text{令和2年度における賃金改善月額} \div \text{令和2年度における賃金の総額} \times \text{賃金改善額}}{\text{令和2年度における賃金改善月額} \div \text{令和2年度における賃金の総額} \times \text{賃金改善額}} \right] \times \text{賃金改善額}$$
- ※8 備考欄には、事業実施期間中の採用や退職がある場合にはその旨、また、賃金改善額が他の職員と比較して高額(低額、賃金改善を実施しない場合も含む)である場合についてはその理由を記入すること。

施設・事業所名	
---------	--

同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表

番号	都道府県名	市町村名	施設・事業所名※	他事業所への拠出額	他事業所からの受入額
例1	〇〇県	〇〇市	〇〇保育所	200,000円	
合計				0円	0円

※ 同一事業者が運営する全ての施設・事業所(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所、特例保育を提供する施設)について記入すること。

令和 年 月 日
第 号

砂川市幼稚園教諭等処遇改善事業費補助金交付決定通知書

様

砂川市長

年 月 日付けで申請のあった、砂川市幼稚園教諭等処遇改善事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定による補助金の交付申請について、次のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助対象月 年 月～ 月分

幼稚園教諭等処遇改善事業費補助金請求書

砂川市長 様

事業所名 _____

事業所住所 _____

設置者名 _____

設置者住所 _____

代表者職氏名 _____ 印

幼稚園教諭等処遇改善事業費補助金を請求します。

1 請求金額

_____ 円 (年 月～ 月分)

2 振込先口座

フリガナ						
口座名義人						
振込先 金融機関 (コード番号)	銀行 金庫 組合			支店		
	金融機関 コード番号			支店 コード番号		
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号			

別表（第8条関係）

幼稚園

定員区分	年齢区分	賃金改善部分	国家公務員給与 改定対応部分
91人から 105人まで	4歳以上児	1,180 円	260 円
	3歳児	1,560 円	350 円
	満3歳児	2,250 円	540 円